

障害者虐待防止法が施行

昨年6月に成立した「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、障害者虐待防止法）が、本年10月1日に施行された。今号では、障害者虐待防止法のポイントを紹介する。

我が国の虐待防止に関する法律は、児童虐待防止法（平成12年）、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）（平成13年）、高齢者虐待防止法（平成17年）がある。

障害者は、障害児として、配偶者として、高齢者として、各虐待防止法によって虐待防止の対象となっていたが、障害があることに基づく特徴的な虐待問題に対しては、今までの虐待防止法だけで十分だったわけではない。

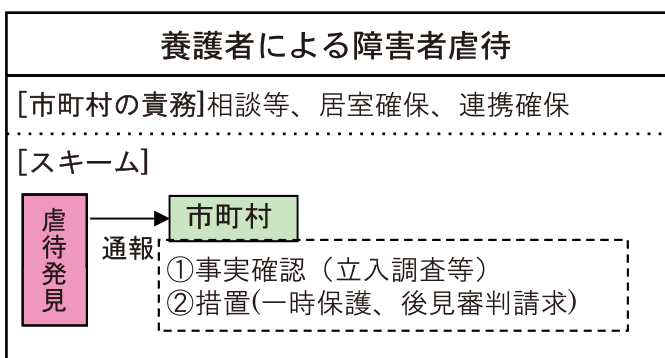
また、障害者が成年期や壮年期にある場合、まさに障害があるがゆえに虐待を受けてしまうこともあり、今回、このようにライフサイクル縦断的な法制度が求められていた。

定義

障害者虐待防止法において「障害者」とは、身体的・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとなつてゐる。（障害者基本法第2条第1号）

また、第2条で「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待と定めてゐる。なお、「使用者」とは、障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者をいう。（国及

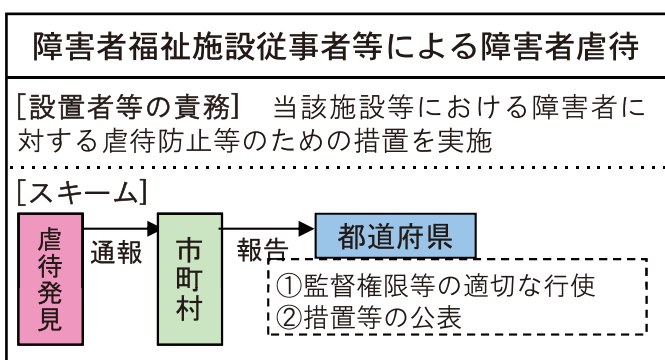
び地方公共団体を除く）
なお第3条において、「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない」として虐待行為の禁止を定めており、医療現場や教育現場など第2条の規定から外れる虐待についても「障害者虐待」となり得る。



身体を拘束すること」が明示されるなど、規定の仕方に若干の相違がある。

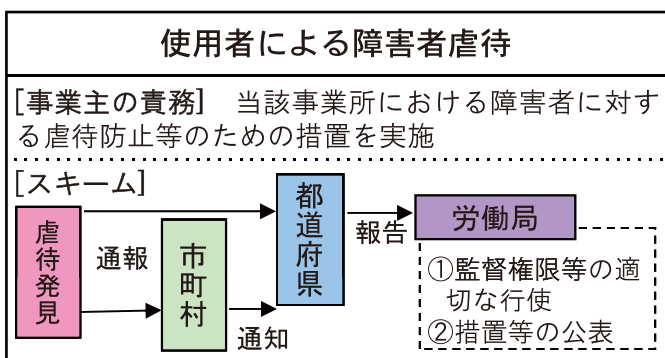
虐待防止施策

養護者（家庭）、福祉施設、使用者（就労先）における虐待対応スキームについては、左記の図のとおりとなつてゐる。



村が県へ報告を行い、それぞれの関係法令上の権限を行使して対応する。③使用者による虐待については、県からの報告に基づき、労働局が対応することになっている。

なお、就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応については、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付けている。



らが障害者虐待防止の基本的なスキーム（仕組み）だが、家庭に対する市町村の権限が大きくなったこと、就労先での虐待については、県の労働局への通報義務と労働局の対応責任が明確になったことが特色といえる。

「虐待対応の窓口」

右記の虐待対応スキームからも見てとれるように、市町村の役割は大きい。虐待防止法において市町村は、障害者福祉所管部局又は当該市町村が設置する施設において、市町村障害者虐待防止センター（以下、「虐待防止センター」という）としての機能を果たすようにすることとされている。

具体的な業務としては、①養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者による障害者虐待に関する通報又は届出の受理、②養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のための指導及び助言、③障害者の虐待の防止及び養護者

に対する支援に関する広報・啓発となっている。

本県においても、10月3日現在、41市町村の障害者福祉を所管する課に虐待対応窓口が設置されているが、休日・夜間の対応については、警備や当番での対応を含めた15市町村が24時間体制での対応を可能としている。また、緊急通報のみ24時間対応としている市町村は6か所あり、先の15市町村と合わせると21市町村が休日・夜間を問わず、24時間体制で通報を受け付けるとしている。

また、都道府県の窓口となる「都道府県障害者権利擁護センター」として、本県では、県福祉保健部・障害保健福祉課において、「県障害者権利擁護センター」を設置し、平日の8時30分から17時の間、使用者による障害者虐待についての通報・届出を受け付けるとしている。

「障害者虐待の防止等に向けた基本的視点」

障害者に限らず子どもや高齢者など、虐待を受ける

のは力や立場の弱い者であるという点で共通している。彼らが虐待を受けている事実を他者に訴え、助けを求めることは困難であり、また、虐待は通常、人目につかない密室性の高い場所で行われ周りから気づかれにくいという特徴がある。従って、虐待防止に向けた対応の仕方や虐待の判断に当たっては、次の点を押さえながら対応に当たることがある。

（１）障害者虐待防止と対応のポイント

障害者に対する虐待の発生予防から、虐待を受けた障害者が安定した生活を送れるようになるまで、障害者の権利擁護を基本に置いた切れ目のない支援体制を構築する必要がある。

ア 虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ
イ 虐待の早期発見・早期対応
ウ 障害者の安全確保を最優先する。

エ 障害者の自己決定の支援と養護者の支援
オ 関係機関の連携・協力による対応と体制

（２）障害者虐待の判断に当たつてのポイント

虐待であるかどうかの判断に当たっては、次のポイントに留意。虐待かどうかの判断が難しい場合は、虐待でないことが確認できるまでは虐待事案として対応する。

ア 虐待をしているという「自覚」は問わない。
イ 障害者本人の「自覚」は問わない。

ウ 親や家族の意向が障害者本人のニーズと異なる場合がある。
エ 虐待の判断はチームで行う

●県内各市町村の（障害者虐待防止センター）届出・通報窓口一覧は、沖縄県ホームページ内の「健康・医療・福祉」→「障害者福祉」→「【重要】障害者虐待防止法が施行されました」よりご覧になれます。

<http://www.pref.okinawa.jp/site/fukushi/shogaihoken/old/26809.html>

「おわりに」

障害者虐待防止法が成立したことは、障害者の人権を守っていく上で意義深い。児童虐待や高齢者虐待と同様、法律が施行され、広報・啓発活動が進められていけば福祉関係者をはじめ一般市民の関心も次第に深まっていくことだろう。それによって、障害者虐待に対する相談や通報件数も増加していくことが予想される。

肝心なことは、市町村の障害者虐待防止センターと県の障害者権利擁護センターが上手く機能し、受けた相談や通報に迅速かつ的確に対応していくことであり、そのために福祉関係者や機関・団体が積極的に協力していくことが必要である。

参考

全社協『月刊福祉』（2012年2月）、日本社会福祉士会「H24年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修資料」、厚生労働省「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要」